

ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、福島県が実施するふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託候補者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業委託業務

2 業務概要

「わたしたちが暮らし続けたいと思う地域」をコンセプトとするフィールドワーク及びワークショップを開催し、こども・若者が「これからも暮らし続けたい」、「また戻ってきたい」と思うことのできる地域にするためには、現状においてどのような課題があり、それをどのように解決すれば良いか議論してもらおう。その結果をこども・若者の意見として取りまとめ、県への意見発表を行う機会を設ける。

3 業務仕様

別紙委託業務仕様書のとおりに

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 見積限度額

2,350,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年 9月24日（水）
質問書の受付期限	令和7年 9月30日（火）17時まで
質問書への回答	令和7年10月 6日（月）予定
参加申込書の提出期限	令和7年10月10日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年10月17日（金）17時まで
審査結果の通知	令和7年10月24日（金）予定
仕様協議・契約	令和7年10月下旬を予定

8 質問書の受付

質問については、以下により受け付ける。

なお、本業務に関する説明会は実施しない。

(1) 受付期限

令和7年9月30日（火）17時まで

(2) 提出方法

「質問書（様式1）」を電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後は電話で受領確認すること。

※電子メールの件名は、「【質問】ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業委託業務」とすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月6日（月）までに県こども・青少年政策課のホームページに掲載する（質問者の情報は開示しない）。

ただし、質問内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

9 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、下記により「参加申込書（様式2）」を提出すること。

（1）提出期限

令和7年10月10日（金）17時まで（必着）

（2）提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

※電子メール送信後は電話で受領確認すること。

※電子メールの件名は、「【参加申込】ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業委託業務」とすること。

（3）参加資格の審査結果の通知

県は、参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加申込者へ通知するものとする。

10 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、以下により企画提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和7年10月17日（金）17時まで（必着）

（2）提出方法

郵送又は持参により提出すること。

（3）提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 工程表（任意様式）

ウ 見積書（任意様式、積算内訳を記載すること）

エ 団体概要書（様式3）

オ 業務実施体制説明書（様式4）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式5）

（4）提出部数

各5部（正本1部、副本4部）

（5）企画提案書の記載内容

企画提案書は、別紙委託業務仕様書（案）に基づき、各業務の具体的な内容を記載すること。

11 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 企画提案書の失格

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等を提出することはできない。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

(4) 辞退

企画提案書等の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) その他

ア 提出後における企画提案書等の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

12 企画提案書の審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

業務委託候補者の選定は、別途設置するプロポーザル審査委員会が行うものとする。プロポーザル審査委員会は、提出された企画提案書等について、審査基準に基づき書面審査を行い、これを総合的に評価した上で、業務委託候補者を選定する。

(2) 審査基準

以下の評価項目及び評価基準により、企画提案書等の審査を行う。

評価項目	配点	評価基準
1 業務目的の理解	10	・ワークショップのテーマの内容は、業務目的を十分に踏まえているか。
2 参加者の募集	25	・参加者の効果的な募集方法を提案しているか。
3 ワークショップの企画及び運営	40	・ワークショップ、フィールドワークの実施内容は、具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・ワークショップの運営手法は適切か。 ・参加者の率直な意見を引き出す工夫が提案されているか。 ・業務実施スケジュールは適切か。

4 業務の実施体制	20	・統括責任者及びワークショップのファシリテーターは、こども・若者の育成支援に十分な経験を有しているか。
5 経費の妥当性	5	・積算内容は妥当か。
合計	100	

(3) 業務委託候補者の選定

- ア 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、最低基準点以上の合計得点である者を業務委託候補者（単独随意契約の予定者）とする。
- イ 配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた配点合計の60%を最低基準点とする。
- ウ 合計得点の最も高い者が二者以上あるときは、審査委員会において協議した上で、多数決により決定する。

13 審査結果の通知

審査結果は、全てのプロポーザル参加者へ通知するとともに、県こども・青少年政策課のホームページへ掲載する。

14 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

本業務の委託業務仕様書は、県と業務委託候補者との協議により確定する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、上記協議を踏まえて確定した委託業務仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

15 各種書類の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎6階）

福島県こども・青少年政策課（担当：本柳）

電話：024-521-7187

電子メール：kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp